

(4) 保護者への支援・助言

<いじめを受けた子の保護者への支援>

- ◆安心感を与えられるよう迅速に対応する。
- ◆指導の過程と客観的な事実のみを伝える。
- ◆保護者のもつ情報を聴き取り、心配や不安に寄り添う。
- ◆今後の支援について、具体的に伝える。



お子さんの「学校がつまらない」「眠れない」といった言葉には気を付けてあげてください。

同じようなことがあったら誰に、どうやって相談するかを、〇〇さんと確認しましょう。

自信をなくしているかもしれないので、学校や家庭で認める機会を作っていきましょう。

〇〇日後に(具体的に)連絡しますので、ご家庭での様子を教えてください。

<いじめを行った子の保護者への助言>

- ◆本人同席のもとで、学校で把握している情報を保護者に伝え、確認する。
- ◆子どもを否定するのではなく、行為が間違っていたことを指摘する。
- ◆いじめを受けた子の状況を伝えることで、深刻さを理解してもらう。
- ◆一方的な協力要請ではなく、保護者の困り感も受け止める。



一方的に叱るのではなく、なぜいじめてしまったのかを聴いてあげてください。

先方への謝罪については、保護者の方の姿勢がきっと〇〇さんの心に響くと思います。

〇〇さんは、学校で(具体的に)頑張っています。家庭でも励ましてあげてください。

〇〇さんがストレスを感じたときに、どうやって発散するかを一緒に考えましょう。

<保護者との日常的な連携>

- ◆年度当初から、通信や保護者会を通していじめに対する認識、方針を伝える。
- ◆連絡帳や電話連絡で、子どもの情報を共有しておく。

5 継続指導・経過観察

(1) いじめ対策委員会開催

① 解決・解消の判断

【解決の目安】

- ・いじめを受けた子が、現在いじめはないと自覚している。
- ・いじめを受けた子の保護者、周りの子や教師から見て、現在いじめはないと判断できる。

【解消の判断基準】

- ・いじめが止んだ(解決)と判断できる状態でも、3か月を目安に十分な経過観察と適宜面接を行う。
- ・解消の判断は、いじめ対策委員会で行う。

② いじめを受けた子・いじめを行った子への支援

- ・観察や声掛け
- ・SCの活用
- ・子どもの様子を保護者と共有

③ 再発防止策の検討

- ・アンケートや教育相談の実施回数の増加
- ・子どもの記録の蓄積
- ・全教職員による見守り

(2) 子どもを語る会における全教職員の共通理解

- ・子どもの実態の報告
- ・対応策の検討
- ・指導方針の確認



- 《参考文献》
- ・「いわて『いじめ問題』防止・対応マニュアル」(岩手県教育委員会 平成30年)
  - ・「学校のいじめ初期対応のポイント」(神奈川県教育委員会 平成25年)

1 いじめの発見

- (1) いじめが疑われる情報のキャッチ
- (2) 関係職員・管理職への連絡
- (3) いじめ対策委員会(臨時)開催
  - ① 情報共有
  - ② 情報収集の進め方の検討

2 情報集約

- (1) 聴き取り
  - ① 一度目
  - ② 集約
  - ③ 再確認
- (2) 管理職への報告

3 指導方針の決定

- (1) いじめ対策委員会(臨時)開催
  - ① 事実関係の共通理解
  - ② 指導方針の決定
  - ③ 教職員の役割分担

4 具体的な対応

- (1) いじめを受けた子への支援
- (2) いじめを行った子への指導
- (3) 周りの子への指導
- (4) 保護者への支援・助言

5 継続指導・経過観察

- (1) いじめ対策委員会開催
  - ① 解決・解消の判断
  - ② いじめを受けた子・いじめを行った子への支援
  - ③ 再発防止策の検討
- (2) 子どもを語る会における全教職員の共通理解

1 いじめの発見

(1) いじめが疑われる情報のキャッチ!

- ・本人・保護者・周りの子・地域からの訴え
- ・教育相談(いじめ)アンケート
- ・いじめ発見チェックシート
- ・生活日記
- ・教職員からの情報
- ・理由がはっきりしない欠席や言動等



これが一番重要!!

(2) キャッチした者は担任・学年主任・生徒指導担当に連絡

個人で判断せず、すべて連絡

連絡を受けた者は管理職に連絡

(3) いじめ対策委員会(臨時)開催

- ① 情報共有
- ② 情報収集の進め方の検討  
学校として事実確認の方法と役割分担を決定

2 情報集約

(1) 聴き取り

- ・情報提供してくれた子
- ・いじめを受けたとされる子
- ・いじめを行ったとされる子
- ・周りの子



<流れ>

- ① 一度目
  - ◆集約する時間を決めて分担し、個別に別室で同時に実施する。
- ② 集約
  - ◆決められた時間になったら集まり、内容が食い違ってないかを確認する。  
※このときに関係児童生徒は、授業に支障が出ない範囲で、別室で待機させる。
- ③ 再確認
  - ◆食い違う点について、再度聴き取る。

### <聴き取りの内容>

- ◆誰が(いじめを受けたとされる)
- ◆誰に(いじめを行ったとされる)
- ◆いつ・いつから
- ◆どこで
- ◆どんなときに
- ◆何をどうした(されたこと・したこと)
- ◆いじめが始まったきっかけ・理由
- ◆現在の状況

### <話を聴くときのポイント> ※受容的な態度で聴き取る。

- ◆先入観をもたない。
- ◆結論を誘導せず、本人の言葉でじっくり話させる。
- ◆**客観的な事実**を中心に聴き取る。
- ◆聴き取った状況や内容を正確に、時系列で確認し、必ず記録する。  
(必要に応じて、聴き取り者と記録者の二人で対応する)

### <環境>

- ◆電話でなく対面で行う。
- ◆授業に支障のない時間帯を選ぶ。
- ◆他の児童生徒の目に触れない落ち着いた場所で行う。

## (2)管理職への報告

- ◆**客観的な事実**とそれ以外を区別して報告する。

## 3 指導方針の決定

### (1)いじめ対策委員会(臨時)開催

#### ①事実関係の共通理解

- ・発見までの経緯
- ・いじめの態様
- ・関係者の特定

#### ②指導方針の決定

- ・緊急度、重大性
- ・指導・支援内容
- ・保護者・外部機関との連携

#### ③教職員の役割分担

- ・いじめを受けた子への支援
- ・いじめを行った子への指導
- ・周りの子への指導
- ・保護者への支援・助言

## 4 具体的な対応

### (1)いじめを受けた子への支援

#### <すぐやろう>

- ◆本人の辛い気持ちに寄り添う。
- ◆どんな行為が辛く、何が改善されたらよいかを確認する。
- ◆毎日、今日の状況について確認する。
- ◆本人が安心して過ごせる方法を確認し、実行する。

**OKワード**

- ・何があったのか、最初から最後まで全部話してみて。
- ・そうか。それで?
- ・あなたから聴いたことは分からないようにするからね。
- ・話をしてくれて、ありがとう。



**NGワード**

- ・～さんに聞いたんだけど。(誘導する)
- ・どうせ、また…。(決めつける)
- ・どうしてその時言わなかったの。
- ・早く言ってくれば…。(責める)

休み時間も先生は教室にいて見守ろうと思うけど、それで安心できるかな?



ずっと我慢していたんだね。

毎日、帰りの会の後に、先生と一緒にその日の状況を確認するよ。

### <続けてやろう>

- ◆毎日確認することを1週間続け、何もなければ、3日に一度…と間隔を空けていく。
- ◆「いじめられた」と感じたときの対処法を一緒に考え、練習する。

次に同じことをされたら、「やめて」と言って、その場から逃げてもいいんだよ。



『No』が言えないときや、『いじめられた』と感じたときは、一人で抱え込まずに先生やおうちの方に相談することはできるかな?

## (2)いじめを行った子への指導

#### <すぐやろう>

- ◆ **徹底して、いじめの行為を止める。**

- ◆なぜ、いじめになったのか、何がいけなかったのかを確認する。

- ・いじめのきっかけを振り返らせる。
- ・これまでにしたことを確認させる。



いじめていないよ。

遊んでいたただだよ。

ぼくだけじゃないよ。

注意したのに聞かないから叩いたんだよ。

- ◆どのような行動をすればよかったのかを確認する。

#### <続けてやろう>

- ◆いじめることので得ていた満足感をいじめ以外の行動で得られるよう支援する。

- ・夢中になれるものを見つけさせる、得意なことで活躍する場を作る、気持ちのコントロールの方法を学ばせる(アンガーマネジメント)等。
- ・本人を見守り、よいところを伸ばす。



- ◆いじめを行った子への新たないじめに対して配慮する。

## (3)周りの子への指導

- ◆はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめの肯定となることを理解させる。

- ◆いじめを見たときの対処法を伝える。

- ・先生や親に伝える。(手紙、電話)
- ・いじめを受けた子へ寄り添う。
- ・いじめに同調しない。



- ◆集団の力がとても重要だと伝える。

謝罪について

強制をせず、本人・保護者の意向にそってサポートしよう。

- いじめを行った子・保護者が本心から希望している。
- いじめを受けた子・保護者が受け入れる構えがある。